

第2回臨時会

令和2年4月30日開会

令和2年4月30日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和2年第2回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年4月30日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定）
- 第 5 議案第20号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第21号 小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第22号 令和2年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第23号 令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第24号 令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第25号 令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第26号 財産取得について

出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和2年第2回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は

3番 瓜田新一 議員 8番 更科浩司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長、4番。

○4番（森浩君）はい、4番。

それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和2年第2回臨時会を開催するにあたり、本日議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期、運営等について協議いたしました。本臨時会の提出議案は、承認2件、議案7件であります。内容等判断いたしましたところ、本臨時会の会期は本日1日とすることが適当と判断いたしましたところでございます。

以上議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。

臨時町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

例年ならばゴールデンウィークを迎え、多くの人々が行き交う春本番を感じるころではありますが、新型コロナウイルス感染症の猛威は治まる気配を感じさせず、ただただ我慢を強いられ、町民の皆さんにとっても辛い時期を過ごされていることと思います。一日も早く平穏な生活に戻れることを願い、できる限りの対策にあたって参りたいと考えております。

そうした本日、町として早々に実施すべき生活支援・経済対策に係る予算の追加を中心とした議案等をご審議願いたく、令和2年第2回臨時町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには全員のご応召を賜り、ここに開会できますこと厚くお礼申し上げます。

本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、はじめに承認案件は、令和2年度税制改正及び介護保険法施行令の改正等による4月4日施行関係分につきまして、町税条例並びに介護保険条例の一部改正を専決処分しましたので、ご承認をお願いするものでございます。

次に議案でございますが、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に関係するものでございまして、条例改正では、傷病手当金の支給に関する国民健康保険条例並びに後期高齢者医療に関する条例の一部改正2件。補正予算は、感染症対策事業関連予算の追加として各会計補正予算4件、そのほか備荒資金組合からの財産の取得1件、合わせて7件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のうえ原案にご協賛下さいませようお願いを申し上げます、臨時町議会開会にあたっての挨拶といたします。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます、服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

ただいま上程されました承認第1号専決処分した事件の承認について、町税条例等の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書2ページでございます。あわせてお配りしております資料「町税条例改正の概要」及び新旧対照表をごらんください。

本専決処分につきましては、令和2年度税制改正における「地方税法の一部を改正する法律」、その他政令等の一部改正の公布に伴い、町税条例等の関係規定について、改正を行ったものでございます。

はじめに、資料の「町税条例改正の概要」をご覧ください。

本年度の税制改正に伴う「地方税法等一部を改正する法律」及び同政令等の改正は、本年3月31日に公布され、原則として4月1日に施行されているものでございます。

主な改正内容といたしましては、町民税では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、でございますが、これまで「ひとり親」に対する寡婦控除につきましては、婚姻歴のない方は対象外であり、また、女性と男性のひとり親の間で控除額や所得要件に差があるという不公平がありました。今回の改正によりこれを解消するものでございます。

ひとつは、婚姻歴や男女の差がなく「未婚のひとり親」に対して、同様の寡婦控除を適用すること。また、控除の所得制限も、男女とも同様とし、人的非課税措置の条件もなくすこととしております。

次に、固定資産税でございますが、所有者不明土地や空き家などの増加により、様々な問題が生じておりますことから、固定資産税の課税上における課題に対応するために、現に所有している者の申告の制度化、及び所有者が明らかでない場合に使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うこととしております。

また、固定資産税における、いわゆるわがまち特例として、水力発電設備の特例の拡充、及び浸水被害軽減地区における特例を創設しております。

そのほか、たばこ税におきましては、税負担が少なかった軽量の葉巻たばこの税額を、通常のたばこと同様とする改正でございます。

それでは、改正条文でございますが、資料の「新旧対照表」により説明させていただきます。

今回の改正では、元号を平成から令和に改めるものが増えておりまして、これにつきましては、文言や条項の整理とあわせて、説明を省略させていただきます。

1ページでございます。

町民税ですが、第24条では、第1項第2号で非課税の対象を「ひとり親」として、次の第34

条の2では、所得の控除に「ひとり親控除」として規定しておりまして、「ひとり親」の要件については地方税法及び政令で定められておりますが、これにより、非課税の範囲及び控除の公平化を図る見直しを行うものでございます。

次に、4ページからでございます。

固定資産税でございますが、第54条、次のページになりますが、第5項において固定資産の使用者を所有者とみなす規定を追加しております。これは、使用者がいるにもかかわらず、所有者が不明であるため課税できないケースがあることから、新たに設けられた規定でございます。

次の第6項は、町条例で定めていなかった事項を整備するものでございまして、次に7ページでございますが、第74条の3といたしまして、登記がなされていない現所有者となる相続人等に対して、課税に必要な事項を申告させることができる規定を追加しております。

その下でございますが、第94条は、たばこ税に関する見直しでありまして、軽量の葉巻たばこの課税方式を見直すものでございます。

次に、14ページから15ページになりますが、附則第10条の2に、わがまち特例について規定しておりまして、第17項は、特定再生可能エネルギーの水力発電設備の規定でございます。第24項につきましては、浸水被害軽減地区の特例を追加するものでございます。

以降の改正につきましては、改元に伴うもの、及び法改正による条項の整理でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、本条例につきましては、原則として令和2年4月1日の施行でございますが、町民税のひとり親に関する規定は、令和3年1月1日の施行としております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしくご審議のうえご承認くださいますようお願いいたします。

また、今回の条例改正ではございませんが、新型コロナウイルス感染症対策として、「地方税法等の一部を改正する法律」案が現在、国会に提出され審議中でございます。成立した場合に必要な町税条例の改正につきましては、施行の関係から、改めて専決とさせていただきますことをご承知願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま説明がありました、固定資産税の使用者を所有者とみなす制度の拡大の件であります。この改正によって本町のどの程度の固定資産の件数と評価額、もし分かれば課税評価額といいますか金額的にも分かれば件数と合わせて教えていただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）所有者が不明で現在課税できていないケースについては、現在のところ整理ができておりませんので、今後整理をしてそういった部分の対応をしていきたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）今後対応されるということですが、概ねいつ頃までの予定で整理をされる見通しかお聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）今回の当初課税においてはその整理がすべて付くことは間に合わないと考えておりますので、今年中にすべて整理をして、次年度の課税からこういった対応を取っていききたいということで考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
承認第1号、採決いたします。
原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号

- 議長（坂田秀昭君）日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

齊藤保健福祉課長。

- 保健福祉課長（齊藤高広君）ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認（小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定）についてご説明申し上げます。

議案書は18ページからになります。本専決処分につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、これに準じ小清水町介護保険条例の関係する規定について所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、低所得者層に対する保険料軽減の強化を図るもので、令和元年度では、消費税10%への引き上げまでの経過基準としていた保険料の軽減を、昨年の消費税率10%への引き上げに伴い、令和2年度の完全実施による減額基準に基づき、所得の段階別に保険料率を引き下げる改正を行っております。

なお、本改正に伴う保険料の減収分につきましては、消費税率の引き上げによる財源措置がなされるものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧願います。

第12条第3項では、最も所得の低い第1段階の階層について、第4項では第2段階の階層について、第5項では第3段階の階層について、いずれも政令で定める軽減幅の上限まで保険料率を引き下げる改正になっております。

最後に、附則でございますが、第1項において、施行期日を令和2年4月1日からとしており、第2項では、令和2年度以降の保険料から適用する経過措置を規定しております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
承認第2号、採決いたします。
原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎議案第20号 及び 議案第21号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第20号及び日程第6、議案第21号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

齊藤保健福祉課町。

○保健福祉課長（齊藤高広君）ただいま上程されました議案第20号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書は20ページからになります。

本条例の一部改正につきましては、国民健康保険に加入する被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いによって、仕事を休んだ場合における傷病手当金を支給するための規定を整備するものであります。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

今回の傷病手当金は、その趣旨からして特例的、時限的なものと考えられることから、本則の改正ではなく、制定附則に追加する改正としておりまして、項建ての制定附則を条建てにする全部改正としております。

第1条は、改正前の第1項としていた施行期日を条建てに改め、改正前の第2項を削り、第2条第1項から同条第3項において、傷病手当金の支給要件を、第3条及び第4条において、支給方法についての規定を整備するものでございます。

なお、国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合、国から全額、特別調整交付金により財源手当されることになっております。

最後に附則ですが、施行期日を公布の日からとし、傷病手当金の規定は、国内で最初の発生が確認された月の初日、令和2年1月1日から適用するもので、終期については今後の状況変化を踏まえ、規則で定める日と規定するものであります。

規則で定める日につきましては、国は令和2年9月30日と考えられていますが、未だ収束の見通しが立たない中、現在、財源手当とセットで延長することの検討がなされております。

以上で国民健康保険条例の一部改正について説明を終わります。

続きまして、議案第21号、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書は22ページになります。

本条例の一部改正につきましても、当該被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いによって、仕事を休んだ場合における傷病手当金を支給するための規定を整備するものであります。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

後期高齢者医療における保険給付につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で行われており、傷病手当金についても同様の取り扱いになりますことから、第2条の小清水町において行う事務の規定の中に、第8項といたしまして、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行う規定を整備するものであります。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

はじめに議案第20号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第21号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第21号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 乃至 議案第25号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、議案第22号ないし日程第10、議案第25号、令和2年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について、令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長(村上信二君) ただいま一括上程されました議案第22号ないし議案第25号、令和2年度小清水町各会計補正予算、始めに議案第22号 一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書24ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ548,890千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,966,090千円とするものでございます。

この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、早急な取り組みが必要とされます、町独自の対策及び国の事業に係る費用を追加計上するものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費、1項8目 交通対策費、18節負担金補助及び交付金は、網走バス路線維持・運行補助といたしまして、例年は実績に基づき補正予算にて対応しておりましたが、学校の休校や外出自粛要請による利用者数の大幅減少に伴い運行事業に大きな影響が及んでおり、網走バスより早期の概算払いの要望がありましたことから、事業の継続運営には速やかな対応が必要と判断し、広域生活交通路線維持費補助金13,095千円を追加計上するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費に、7目として 新型コロナウイルス感染症対策費を新たに設け対策関連経費を一括計上するものであります。

1節報酬から8節旅費までは、特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金事業への対応としてパートタイム会計年度任用職員を雇用することとし、職員報酬、雇用保険料、費用弁償合わせ

まして659千円追加、

10節需用費は、品薄状態により入手が難しくなっておりますマスクについて、町民一人当たり、布マスク1枚、紙マスク5枚を配布するほか、町内の医療、福祉、介護施設と教育現場への配布と不測の事態に備えての備蓄用で、確保する布マスクと紙マスク合わせまして68,750枚と各施設の感染予防のアルコールなど消毒液1,800ℓ、防護服等の関連資材の購入費に特別給付金事務用品を合わせまして消耗品費11,500千円、特別給付金に係る案内、申請用封筒等の印刷製本費255千円、需用費総額で11,755千円追加、

11節役務費は、特別給付金の案内、申請に係る郵便料など通信費2,353千円、各種事業の住民周知に係る新聞折込料162千円、特別給付金の口座振込手数料653千円を合わせ3,168千円追加、

12節委託料は、町民への生活支援と地域経済活性化対策として、町内で利用できる商品券を全町民1人当たり7,000円分交付することとし、商品券の発券や換金業務などを商工会に委託する町内経済活性化事業業務委託料35,000千円追加、特別給付金事務対応として、子育て世帯臨時特別給付金システム改修業務委託料351千円、特別定額給付金システム改修業務委託料648千円、合わせて35,999千円追加、

18節負担金補助及び交付金は、外出自粛などで売り上げが大きく減少している飲食店を対象に商工会が実施しております支援事業の補助としてテイクアウト事業補助金2,400千円、国の事業として全住民一律10万円を給付する、特別定額給付金475,000千円、高校1年生以下のお子さん1名につき1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金5,700千円合わせて、483,100千円を追加、

27節繰出金は、町内の飲食業、製造業等の大幅な売り上げ減少による厳しい経営状況への対策といたしまして、5月から7月までの上下水道料金の減免における企業会計の減収補填分としまして、簡易水道事業会計繰出金492千円、農業集落排水事業会計繰出金622千円をそれぞれ追加、衛生費総額で535,795千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、27ページにお戻り下さい。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金は、国の負担事業である給付金事業の財源としまして、特別定額給付金給付事業費補助金478,522千円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金6,433千円、それぞれ歳出同額を計上、合わせまして484,955千円追加、

19款繰越金は、その他財源調整分としまして、63,935千円を追加計上するものでございます。

特別給付金以外の新型コロナウイルス感染症への対策事業経費につきましては、地方創生臨時交付金の活用を検討しておりますが、現時点では具体的な制度概要等が示されていないことから、当面一般財源により対応したいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第23号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の32ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,500千円を追加し、予算の総額を867,500千円とするものでございます。

37ページをお開き願います。

まず、歳出予算の補正ですが、2款1項保険給付費6目として傷病手当金を新たに設け、先ほど議決いただきました改正条例に基づく傷病手当金につきましては、その支給に備え2,500千円の予算を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、35ページにお戻り願います。

傷病手当金の支給財源は、全て国の負担によるものでございますが、財政運営主体の北海道を

通じて交付されることから、2款1項道補助金、1目保険給付費等交付金の特別交付金として歳出同額の2,500千円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）続きまして、議案第24号、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の39ページをお開き願います。

本補正予算は総額に変更はございませんが、新型コロナウイルス感染症対策で実施する水道使用料の減免により、営業収益と営業外収益の収入区分に補正が生じるものでございます。

これにより第2条では、一般会計から補助を受ける額を11,193千円とするものであります。本補正後のキャッシュフロー計算書及び貸借対照表は42ページから44ページとなりますので後ほどご確認をお願いします。

補正予算の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので46ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大により減収の影響が大きい飲食店等の水道使用料を減免措置いたしますことから、1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で減免予定額492千円を減額、この減額分を一般会計より財源措置を行いますので2項営業外収益、3目他会計補助金で同額の492千円を一般会計補助金として追加計上するものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第25号令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の48ページをお開き願います。

本補正予算も簡易水道事業会計と同様に農業集落排水使用料の減免に伴う、営業収益と営業外収益の収入区分の補正でございまして、第2条では、一般会計から補助を受ける額は5,040千円となるものでございます。

55ページをお願いいたします。

補正予算の詳細でございしますが農業集落排水使用料の減免措置によりまして、1款農業集落排水事業収益、1項営業収益、1目農業集落排水使用料で減免予定額622千円を減額、この減額分の財源措置としまして、2項営業外収益、3目他会計補助金で一般会計補助金622千円を追加計上するものであります。

以上で、農業集落排水事業会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はじめに議案第22号、質疑を受けます。

はい、5番高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文議員）はい5番。衛生費の新型コロナウイルス感染対策の中で、マスク関係なのですが、先般の議員協議会の中で説明がありまして、ある程度議案の内容のとおりになっているかと思いますが、先ほども説明ありましたが、紙マスクについては町民一人あたり以外に、各事業所も想定されているようですが、各事業所関係でどの程度の事業所と、先ほどとらっと説明もありましたが、事業所も枚数をどのように想定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁と求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）マスクの事業所への配布でございしますが、介護施設と社会福祉施設合わせまして、9施設ほど町内にございますので、その利用者等に一人5枚ということで、枚数についてはこれから各施設にとりまとめをして精査して配布していきたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）9施設の中で、職員といいますか、従業員一人に5枚ということですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

○保健福祉課長（斉藤高広君）失礼いたしました。各施設につきましては、一律5枚ということではなく各施設の状況に応じて不足している分を、至急配布しなければならない分を精査いたしまして、配布することと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番高橋隆文議員

○5番（高橋隆文君）不足しているということなので、今のところ職員だとか従業員に何枚ということは想定されていないということでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）施設については先ほど申し上げたとおり9施設を該当としておりますけれども、一般町民の方それぞれお配りすることにしております。学校等にも配りたいと思っております。その中で全体としては6万8千750枚ほど購入するわけですが、その他にもですね、網走の建設業者さんから5千万ほどの寄付をいただいております。加えてまださらに寄付をいただけるというお話も来ておりますので、一旦配り終わった時点で余剰枚数を含めてそれぞれ施設に確認をしながらある程度1千枚2千枚と、千枚単位の中でお配りをしたいと考えてございますが、今の段階では何枚何枚という個別のものは決めておりません。ただ、一定程度余剰も持たなければいけませんので、その辺も考えながら施設と連携を取りながらしっかり不足する部分については対応していきたいと考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第22号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第23号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第23号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第24号、質疑を受けます。

はい、6番工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。簡易水道の49万2千円の営業収益減ということですが、これについて事業所の数を、教えていただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）事業所の数でございますが、最大で24事業所を想定してございます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第24号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第25号、質疑を受けます。

はい、6番工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）簡易水道と同じく、62万2千円の営業収益の減ということで、この集落排水事業についても最大24事業所ということでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）先ほど水道につきましては24事業所と申しあげましたが、集落排水につきましては下水道ではなく浄化槽で処理している事業者もおりますので、最大で21事業者となっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第25号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第26号、財産取得についてを議題とします。

説明を求めます。服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました、議案第26号、財産取得について説明申し上げます。

議案書56ページでございます。

取得の目的及び取得する財産は、小清水町リサイクルセンターの備品とするペットボトル・廃プラスチック圧縮梱包機1台でありまして、現在の機械は、それぞれの機種で導入後15年以上を経過し、老朽化により処理作業に支障をきたす恐れが大きいことから、兼用機として新しい機械に更新するものでございます。

財産取得の方法につきましては、道内の市町村が出資する北海道備荒資金組合の譲渡事業により実施するもので、備荒資金組合が町に代わって財産を購入し、譲渡を受ける方式でありまして、町は、この代金を、利子を含め7年の分割で支払うということで、この支払いに係る債務負担行為につきましては、令和2年度当初予算において承認いただいております。

取得金額は、14,901,294円でございますが、備荒資金組合からの委任により、4月21日に入札を執行し、参考でございますが、落札者は極東サービスエンジニアリング北海道株式会社、落札金額は1,350万円、消費税込みで1,485万円でありまして、この金額に利子を加えた額が取得金額となっております。

なお、納期限は令和2年12月21日までとしております。

取得の相手方は、先ほどのとおり北海道市町村備荒資金組合 組合長 棚野孝夫でありまして、この財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって、令和2年第2回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前10時25分）